

大阪府生物多様性戦略をどう活用するか

文・写真

夏原 由博(代表理事・会長)



図-1 大阪府の生物多様性ホットスポットと自然保護区

はじめに

2022年3月31日に大阪府生物多様性地域戦略(以下大阪府戦略)が発表された。これまで環境基本計画を生物多様性戦略を含む文書としていたのが、名実ともに生物多様性戦略を持つことになったのは大きな前進である。ここでは、この戦略をより有効な武器として利用するための私見を述べたい。戦略では、(1)あるべき姿、(2)現状認識、(3)目標達成への具体的方法が重要である。

生物多様性の新しい動き: 30 by 30

大阪府戦略の背景として、世界的な動向を見てみよう。2021年6月に開催されたG7首脳会合では、陸域と海域それぞれ30%を保護区とする目標(30by30)を掲げた「自

然協約」が発表された。

現在、日本の自然保護区は陸域20%、海域13%ほどである。国立公園や国定公園を拡大する方針を発表したが、上記目標を達成するのは簡単ではない。そこで、OECM(民間取組等と連携した自然環境保全)という制度を導入する。これは、保護地域以外で、生態系の機能や生物多様性保全にとって有益で、長期間持続的に維持管理される区域である。里山保全活動地や社寺林、企業の森などがOECM候補とされる。課題は持続的な管理とモニタリングの継続であり、環境省や自治体のサポート体制が重要である。環境省では、この制度の推進のために企業、自治体、団体の参加による「30by30アライアンス」を発足させた。これによって、OECM候補地のデータペー

表-1 生物多様性保全の健康社会との比較

健康	生物多様性	具体例
疫学調査→生活指針	広域調査→危機の発見	自然環境保全基礎調査→4つの危機
健康診断→生活改善	継続調査→生息地保全	モニタリング1000→里山保全活動
診断→治療	絶滅危惧種→保護増殖等	レッドリスト→トキの保護増殖

表-2 ホットスポットの保全状況

ランク	合計	保護地域	保全活動
A	16	10	12
B	11	7	8
C	28	6	10
合計	55	23	30

保護・保全状況は、佐久間（2017）をもとに一部修正。

表-3 環境区分ごとの保全状況

環境	合計	保護地域	保全活動
林	27	20	20
草地・湿地	6	4	4
農耕地	20	10	15
河川	11	3	8
海岸・河口	14	2	4
その他	3	0	1

複数の環境を含むホットスポットがあるため、表2と数が異なる。

ス化などが計られる。

生物多様性戦略の目指すもの

生物多様性戦略というとなんとなく難しく聞こえるが、健康社会の実現と比べてみよう。健康社会では、目標＝あるべき姿は若いうちに病気で死ぬことを減らし、健康寿命をのばすことである。目標達成のためには、疫学的調査によって健康を損なう原因の発見と生活改善、健康診断による病気の早期発見、発病後は病気の治療、というレベルの異なる取組が考えられる（表-1）。健康社会の実現には、病気の治療とともに病気にならないことが重要であるように、生物多様性戦略では、絶滅危惧種を回復させることとともに、絶滅危惧種にさせないことが重要である。

しかし、人の健康が大切なこと

は誰も疑わないのに対して、生物多様性が大切なことは誰もが考えているとは言えない。2021年7月公表の「次期生物多様性戦略研究会報告」では、「自然の恵みの持続可能な形での積極的な活用」や「生物多様性と生態系に対する影響を内部化する社会変革」が必要とされる。わかりやすく言うと、洪水を防ぐためにコンクリートのダムだけにたよるのではなく森や湿地の貯水機能を利用したり、原生林を伐採し児童労働を使って生産したチョコレート（カカオ）ではなく、生物多様性と人権に配慮した農園で生産したチョコレートを食べる生活にしようということである。

大阪府生物多様性地域戦略の概要

大阪府戦略は、1. 策定の趣旨、

2. 生物多様性の現状と課題、3. 戦略の目標と施策方針、4. 推進体制及び進行管理、から構成されている。趣旨（必要性）は、「生物多様性は私たちの暮らしには欠かすことができないものであり、生物多様性から得られる様々な恵みを、将来世代も含めたすべての人が受けられるよう」取り組むことであり、「生物多様性をめぐる課題」は地域によって異なるために、地域戦略が必要だとしている。

現状については、「大阪府の自然の特徴」、「伝統野菜や祭りなど大阪の文化と生物多様性の関わり」、「生物多様性の4つの危機」、「2011年以降の取組状況」が要約されている。ここは健康診断に相当するが、検査項目が少なく、健康度合いを評価できない。目標達成状況は3項目（生物多様性認知度、活動する府民の割合、地域指定拡大面積）に過ぎず、主な課題との対応もとれていない。せっかく作ったレッドリスト2014が活用されたかどうかとも評価されていない。

目標には（1）自然の恵みに関する意識の向上と自然環境に配慮した行動の促進、（2）自然環境の持続的な保全・保全活動・特定外来生物防除の推進、（3）モニタリング体制の構築を掲げている。そして、目標達成のための取組方針としては、（1）生物多様性の理解と多様性に資する行動の促進、（2）自然資本の持続可能な利用、維持・充

表-4 近畿地方の絶滅危惧植物の生育環境 (藤井1999より)

	水湿地	海辺	草地	岩石地	森林	その他	特定不能
掲載種数	185	75	137	171	429	14	20
「絶滅・絶滅？」種数	104	25	58	28	76	6	14
高危険率%	56.2	33.3	42.3	16.4	17.7	42.9	70.0

高危険率は掲載種のうちの「絶滅・絶滅？」種の割合。

実、(3) 生物多様性保全に資する仕組み作りの推進が挙げられている。取組方針(3)では8つの取組項目が示されていて、その中で「野生動植物種のモニタリング体制の構築」、「レッドリストの改訂及び活用」、「保全上重要な野生動植物種の保全に資する制度の構築」、「野生鳥獣の適正な保護管理」、「保護地域及びその他の効果的な地域をベースとした保全手段の検討」は、生物多様性の減少に直接歯止めをかける取組と言える。これらは主に病気の発見と治療に相当する。

大阪の生物多様性の危機

大阪府のレッドリスト掲載種は2000年から2014年の間に2倍に増加したが、その原因について分析されていない。これは、これまで、ほとんどモニタリングがなされてこなかったためだろう。大阪府戦略では、生物多様性の4つの危機について説明されているが、ここでは第1と第2の危機について、大阪の現状を見てみよう。

1. 第1の危機 (開発・乱獲)

まず、第1の危機に対しては、何より保護区の設定が有効である。保護区については、地域指定面積は陸域で府域面積の24.6%で、グローバルな目標である30%には達しないものの健闘している。しか

し、自然海岸は海岸線の0.7%に過ぎず、海岸の再生は最重要課題といえる。大阪府戦略には夢洲のようなホットスポットを守るための施策も書かれておらず開発を甘んじて受け入れている。

保護区が有効であるかを評価するために、大阪府が2014年に選定した生物多様性ホットスポットを取り上げる。ホットスポットは生物多様性が豊かであると同時に開発の恐れが拭いきれない場所でもある。佐久間(2017)はホットスポットの環境を林、草地・湿地、農耕地周辺、河川、海岸・河口、その他に分けるとともに、保護や管理状況を整理した。2017年以後の変化も加えると、Aランク16カ所のうち10カ所(63%)は自然公園等の制度によって保護されている(図-1、表-2)。保護地域でない6カ所のうち5カ所は河川や海岸で河川管理計画等によって自然が維持されている。鉢ヶ峯と信太山は、保全協会も協力した市民運動によって、新たに制定された保護地域である。Bランクも保護率64%だが、Cランクは21%と低い。

環境区分では、保護区域に“含まれている”のは林が20/27、湿地・草地が4/6、農耕地が10/20、河川が3/11、海岸・河口が2/14である(表-3)。もともと自然保護区はほとんどが山地である(図-1)。河川

と海岸は公的に管理されているため、政策が変わらない限りは問題は生じないと考えられる一方、農耕地は保護区と隣接しているだけで、保護区には含まれず、圃場整備や農業施設への転用の恐れがある。生物多様性に配慮した農業を行う農家への補助などが有効となる。

藤井(1999)は近畿地方の保護上重要な植物を生育環境別に分けて、危機の度合いを比較した。それによると掲載種は森林(429)、水湿地(185)、岩石地(171)、草地(137)、海辺(75)の順だが、2府5県のいずれかで「絶滅」または「絶滅？」と判定された高危険度種は、水湿地、森林、草地の順となっている(表-4)。ホットスポット55カ所のうち、草地・湿地は6カ所であることは、この草地・湿地の脆弱性を示している。

2. 第2の危機

(自然への働きかけの減少)

第2の危機の回避には、保全活動が不可欠である。Aランクについては、保全活動がなされているのは16カ所中12カ所である(表-2)。BCランクのうち河口・海岸を除くと30カ所のうち18カ所で保全活動がなされている。

私の知る限りでは府内32カ所で里山保全が取り組まれており、多くは行政の支援による取組であり、保全協会も5グループが里山保全活



図-2 里山管理で得られた自然の恵み、椎茸



図-3 海の生物多様性を知る活動

動を行い、5つの提携団体がある。それ以外に大阪府がすすめるアドプトフォレスト（事業者参画による広葉樹林化）は38団体によって取り組まれている。しかし、一部のサイトを除いて、取組が生物多様性に貢献しているか検証がなされていないのは問題である。また、遷移の影響を受けやすい湿地や草地でそもそも保全活動がなされている保護区が少ない。

今後の保全の取組

大阪府戦略に対する府民意見では絶滅危惧種の保全について具体策が書かれていないことや、推進体制への不安が指摘された。ただ、大阪府戦略では、モニタリング

の強化が掲げられている。ホットスポットなどを中心に、里山、湿地などタイプの異なる生態系ごとのモニタリングサイトの設定が必要である。大阪府は、みどりのトラスト協会の事業として3カ所でモニタリングを実施しているが、府内15カ所のモニタリングサイト1000などへの支援や新たなサイト設定のための実施体制が必要である。おおさか生物多様性パートナー協定を充実させることは、環境省がすすめる30 by 30アライアンスにもつながる。保全協会も里山一斉調査や観察会でのモニタリング方法も工夫したい。

行政によって具体的な保護対策がなされている種は、ミドリシジミ

類などのチョウとイタセンパラなどの魚類、ブナ林、サギソウなど湿地植物であり、これらはいずれも生息場所の保全と一体となっている。種の保護については、生息地のモニタリングと保全活動が鍵となる。いくつかの種を選んで生息場所を保全・再生する計画を立てるべきである。栗園でのキマダラルリツバメの保護なども進めているが、タガメなどは農業の再生と一体となった取組が必要である。保全上必要度の高い場所での新たな取組を行政と協議することも考えたい。また、民間財団等による助成制度の活用も必要である。大都市と里山が隣接するという大阪府の強みを活かした取組を進めたい。

生物多様性国家戦略：

1992年に採択された生物多様性条約で定められた、生物多様性のための国別の計画で、日本では1995年に閣議決定され、その後4回改訂された。現在では、生物多様性基本法で策定が決められている。同法は地方自治体が生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないと規定している。

おおさか生物多様性パートナー協定：

生物多様性保全活動に取り組む企業を大阪府及び専門機関等が連携して支援するとともに、府が当該企業のPRや推奨を行うことで、企業の自主的な生物多様性保全活動を促し、企業価値の向上を図ることを目的とした仕組み。例えば、積水ハウスの新・里山には大阪公立大学や府立農林水産総合研究所が調査や助言を行っている。